

## 質問に対する回答書

業務名：第3次玉名市人権教育・啓発基本計画・第5次玉名市男女共同参画計画策定業務委託

2026年5月15日

No.	項目	内容	回答
1	(両計画共通) 各実施要領 7・(2) 選定方法等	2計画を一括委託されることから委託先候補は1社になると認識しておりますが、事業者選定委員会が各計画ごとに設置されていることから、企画提案書は別で作成し、計画ごとに個別審査を行ったうえで総合的に選定する形式(2次審査にて100点満点×2計画=200点満点)となるのでしょうか。上記の場合、第2次審査が同日開催となっているかと思いますが、各事業者30分のプレゼンテーション×2計画で行うのでしょうか。選定方法の詳細についてご教示いただけますでしょうか。	企画提案書は、各計画に対応した内容で作成していただき、それぞれを個別に審査した上で、総合的に選定を行います。第2次審査は合計200点満点(各計画100点満点×2)となります。プレゼンテーションは、1事業者あたり30分の持ち時間内で、両計画について一括で実施していただきます。
2	(両計画共通) 仕様書 2 業務内容 市民意識調査業務 および 報告書の取りまとめ	「調査結果の集計・分析については、各計画ごとに行うものとする。」とありますが、意識調査報告書も各計画ごとに作成し、各100部の成果品が必要でしょうか。上記の場合、有識者についても各計画ごとの監修が必要でしょうか。また、前回策定時にも同様に有識者監修のもと取りまとめを実施されていた場合、見積計上の参考のため、有識者やその分析費についてご教示いただけますでしょうか。	意識調査報告書は各計画ごと作成していただき、それぞれ100部の成果品を提出していただく必要があります。  また、各計画それぞれに有識者による監修が必要です。有識者は、各計画で同一の人物でも構いませんが、地域性等に精通されている方を推奨いたします。有識者の謝金や分析費についての定めは設けておりません。委託費の範囲内で調整をお願いいたします。
3	【2つの業務に共通】 実施要領 P3 6(1)の(ク) (ケ)	(ク) 商業登記事項証明書及び(ケ) 国税、県税及び市税に未納が無いことの証明書について、4種類の証明書は、正本1部・副本10部の全てにおいて、写しでよろしいでしょうか。	正本1部については原本を提出してください。副本10部については写しで構いません。
4	【2つの業務に共通】 実施要領 P3 6(3)提出方法	「簡易書留に限る」とありますが、追跡及び受取時署名が簡易書留と同等の、郵便局のレターパックプラスでもよろしいでしょうか。	「レターパックプラス」は簡易書留ではありませんので、簡易書留郵便による郵送またはご持参願います。

## 質問に対する回答書

業務名：第3次玉名市人権教育・啓発基本計画・第5次玉名市男女共同参画計画策定業務委託

2026年5月15日

No.	項目	内容	回答
5	【2つの業務に共通】 実施要領 P3 7(1)(イ) 第2次審査 3項目目	プレゼンテーションの時間30分間に、2つの業務をご説明するという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 プレゼンテーションは、1事業者あたり30分の持ち時間内で、両計画について一括で実施させていただきます。
6	同上) 4項目目	スクリーンの代わりに、白壁等に投影させていただくことは可能でしょうか。多少の地柄が入っていても投影可能と思われます。	可能です。
7	【2つの業務に共通】 実施要領 P4 8(9) 再委託の禁止	成果品の印刷を印刷会社へ発注することは、再委託や一部委託にあたりますでしょうか。	成果品の印刷については、再委託には該当しません。
8	【人権教育・啓発】 仕様書 P3 令和9年度業務 (3) 計画策定業務 (ア) 計画作成業務 (カ)	「第3次基本計画期間（令和10年度～令和17年度）」とありますが、計画期間を8年間にされた理由についてご教示頂けますでしょうか。 提案書を作成するにあたり、踏まえるべき事情があれば加味したいため、お尋ねします。	本計画の計画期間を8年間と設定したのは、本市の上位計画である総合計画の計画期間と整合を図るためです。 この8年間の計画期間の中間年である令和13年度（計画開始から4年目）には、計画の進捗状況を確認するため中間評価の実施を想定しております。
9	【人権教育・啓発】 仕様書 P3 令和9年度業務 (3) 計画策定業務 (イ) 会議支援業務 (ア)	各種会議について「6回程度（うち令和8年度3回程度）」とありますが、会議名称や想定されている実施時期等についてご教示ください。	会議名：玉名市差別をなくし人権を守る審議会 令和8年度 第1回＝5月29日 第2回＝8月下旬 第3回＝2月中旬 令和9年度 第4回＝5月中旬 第5回＝8月中旬 第6回＝2月中旬

## 質問に対する回答書

業務名：第3次玉名市人権教育・啓発基本計画・第5次玉名市男女共同参画計画策定業務委託

2026年5月15日

No.	項目	内容	回答
10	【人権教育・啓発】 仕様書 P4 (ウ) パブリックコメント 実施支援	パブリックコメントの実施時期の想定や、意見募集期間などについて規定や想定がございましたらご教示ください。	パブリックコメントの実施時期は、令和9年9月頃を想定しています。 意見募集期間については、概ね1か月程度を想定しています。
11	【男女共同参画】 仕様書 P4 令和9年度業務 (4) 計画策定業務 (イ) 会議支援業務 (ア)	各種会議について「9回程度」とありますが、会議名称や想定されている実施時期、年度別実施回数等についてご教示ください。	各種会議： 男女共同参画社会行政推進委員会専門部会 男女共同参画社会行政推進委員会 男女共同参画審議会  令和9年度は、5月頃、8月頃、2月頃にそれぞれ各会議を想定しています。
12	【男女共同参画】 仕様書 P5 (ウ) パブリックコメント 実施支援	パブリックコメントの実施時期の想定や、意見募集期間などについて規定や想定がございましたらご教示ください。	パブリックコメントの実施時期は、令和9年12月頃を想定しています。 意見募集期間については、概ね1か月程度を想定しています。
13	プロポーザル実施要綱 「3 参加資格」	記載のある「地方公共団体における人権に関わる計画や調査」とは、具体的にどのような内容を指しますでしょうか。人権教育・啓発基本計画や男女共同参画計画以外に該当し得るものがあれば、ご提示ください。	本要綱に記載の「地方公共団体における人権にかかわる計画や調査」は、人権教育・啓発基本計画や男女共同参画計画に限定されません。 人権尊重の理念に基づき、市民の多様な課題に対応し、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指すあらゆる分野の計画や、それに付随する市民意識調査、実態調査なども含まれます。 特定の計画名称は挙げませんが、人権尊重の視点を含んだ計画や調査の実績であれば、評価対象となり得ます。

## 質問に対する回答書

業務名：第3次玉名市人権教育・啓発基本計画・第5次玉名市男女共同参画計画策定業務委託

2026年5月15日

No.	項目	内容	回答
14	仕様書 (ア) 市民意識調査 (エ) 回答方法	インターネット回答システムを構築・運用について、自社システムではなく、他者の外部サービスを活用して構築を想定していますが、そのような形式も可能でしょうか。	可能です。
15	様式3 類似業務実績調書	様式3には、「地方公共団体における男女共同参画に関わる計画策定に類するもの」との記載がありますが、男女共同参画に関わる実績があることは必須の条件と捉えてよいでしょうか。	必須ではありませんが、「人権教育・啓発基本計画」「男女共同参画計画」に関わる実績を有していることは、企画提案の評価において高く評価いたします。
16	参加資料・プレゼンについて	今回、2つの業務を一括で発注とのことですが、参加書類の(ア)～(コ)については、業務ごとに正本1部・副本10部をそれぞれ作成するというのでしょうか。 また、要項に定められている30分間のプレゼンテーションについては、どのような形式で実施されるのでしょうか。各業務で別々に実施するのでしょうか。 以上を踏まえ、参加業者が、どのように準備すべきか、ご教示ください。	参加書類の(ア)～(コ)については、業務ごとに正本1部、副本10部作成をお願いします。  プレゼンテーションは、1事業者あたり30分の持ち時間内で、両計画について一括で実施していただきます。
17	プレゼンについて	第2次審査の審査委員の構成(人数や所属等)について、差し支えない範囲でご教示ください。	2次審査委員7名を予定しており、副市長、総務部長、教育部長、健康福祉部長、産業経済部長、人権啓発課長、コミュニティ推進課長になります。
18	調査票について	見積積算や企画提案の取り掛かりとするため、下記のデータをいただくことは可能でしょうか。 ・平成28年度に実施された「人権に関する市民意識調査」の調査票 ・令和3年度に実施された「市民意識調査」と「事業所実態調査」の調査票	可能です。

## 質問に対する回答書

業務名：第3次玉名市人権教育・啓発基本計画・第5次玉名市男女共同参画計画策定業務委託

2026年5月15日

No.	項目	内容	回答
19	有識者について	報告書のとりまとめについて、各業務で「有識者の監修のもと」とあるが、この人物は各業務で同一の人物でも構わないでしょうか。	同一の人物でも構いません。
20	成果品について	令和8年度業務の成果品「意識調査報告書」100部は各仕様書に記載がありますが、これは同一の報告書を100部ずつ印刷する必要があるのでしょうか	男女共同参画計画に関する意識調査報告書には、中学3年生へのアンケート結果が含まれるため、人権教育・啓発基本計画の市民意識調査報告書とは内容が異なります。それぞれの計画に対応した報告書を各100部作成してください。
21	策定委員会について	今回、「人権教育・啓発基本計画」では6回、「男女共同参画計画」では9回程度の策定委員会を予定されていますが、それぞれの委員会の実施時期について、現時点で想定されているスケジュールがあればご教示いただけますでしょうか。 また、それぞれの委員会を同日実施で調整することは可能ですでしょうか。	「人権教育・啓発基本計画」の策定審議会 計6回予定 会議名：玉名市差別をなくし人権を守る審議会 令和8年度 第1回＝5月29日 第2回＝8月下旬 第3回＝2月中旬 令和9年度 第4回＝5月中旬 第5回＝8月中旬 第6回＝2月中旬  「男女共同参画計画」策定委員会 会議名：男女共同参画社会行政推進委員会専門部会 男女共同参画社会行政推進委員会 男女共同参画審議会 令和9年度にそれぞれ5月頃、8月頃、2月頃を予定しています。 また、それぞれの計画に関する委員会を同日で開催できるよう調整することは可能です。

## 質問に対する回答書

業務名：第3次玉名市人権教育・啓発基本計画・第5次玉名市男女共同参画計画策定業務委託

2026年5月15日

No.	項目	内容	回答
22	策定委員会について	各策定委員会の委員構成について、人権教育・啓発基本計画と男女共同参画計画の委員の構成をご教示ください。各業務で同一の委員を想定されているのでしょうか。	<p>人権教育・啓発基本計画と男女共同参画計画では、それぞれ別々の委員構成になります。</p> <p>「人権教育・啓発基本計画」の委員は、11名です。人権に関わる11の分野から推薦等によって、人選を行っています。</p> <p>①学識経験者②社会教育委員③市校長会代表④人権擁護委員⑤伊倉ふれあいセンター（隣保館）運営審議会委員⑥女性の分野⑦高齢者の分野⑧障がい者の分野⑨外国人の分野⑩民生児童委員⑪市民代表</p> <p>男女共同参画計画：          男女共同参画社会行政推進委員会専門部会（市職員20名程度）          男女共同参画社会行政推進委員会（指標等に関係する部課長、女性職員等 20名程度）          男女共同参画審議会（有識者、各種団体からの推薦者、女性人材リスト登録者、市民代表等 10名）</p>
23	仕様書 P.2	本業務に関連して、前回実施された「人権教育・啓発基本計画策定業務に係る市民意識調査」の調査票及び報告書がございましたら、企画提案書作成の参考資料として借用させていただくことは可能でしょうか。なお、データ形式での提供でも差し支えございません。	提供可能です。